

社団法人化実現

昭和40年代後半、病院薬局の薬事法上の薬局としての独立への運動は進展がないまま、日病薬は10年前に芽生えた社団法人化への道を突き進み、昭和46年7月5日、ついに社団法人日本病院薬剤師会として認可されることになった。

昭和45年

社団法人化を目指して

日病薬の社団法人化については、昭和36年度の代議員会において提案され採択されているにもかかわらず、一向に進展しないまま10年が過ぎ去ろうとしていた。本年7月、第18回代議員会において静岡県代議員より「本会は日薬の一翼として、薬剤師の再教育、医薬分業推進のためにも多大の協力をしており、日病薬社団法人化に対する日薬関係の問題はすべて解消しているはずである。執行部は速やかに社団法人化の実現を図るべきである」と強い要望が出された。その要望に対して、高木敬次郎会長は「本年度の第一行動目標として、早急に法人化促進委員会を設置して事にあたりたい」と決意を表明した。この問題はその後、監督官庁である厚生省薬務局の意向として、法人化許可の前提条件として日薬の了解を得ることが付帯された。

この件は、日薬武田孝三郎会長の理解を得てまもなく了解を得られるはずであった。ところが、その武田会長が急逝してしまった。この問題に関しては、新たな会長の選出等の日薬の内部事情により若干時間を要する事態となった。厚生省によれば「社団法人としての要件は全く問題はない。あとは日薬の返事如何である」と、日薬の了解を得られるかどうかにかかっていた。日薬側は、「医薬分業問題が進展している今、日病薬が独立して法人化すれば日薬が弱体化するのではないか。また会員減につながる恐れはないか。さらには他の職域、女子薬剤師会、学校薬剤師会等がそれに倣って独立すれば日薬はばらばらになってしまう」と危惧していたのである。日病薬側は、「日病薬が現状のまま法人となるのであり、日薬からの脱会とはならないこと。日薬に職種部会を設けたといっても、病院薬剤師固有の問題解決に対して日薬は親身になって協力してくれていないこと」などの意見の相違があったのである。

昭和46年

日薬石館守三新会長就任

日薬の武孝三郎田会長は昭和45年9月24日、会長在任中急逝された。日薬は10月19日臨時代議員会を招集し、新会長として石館守三氏（当時、国立衛生試験所所長）を満場一致で選出した。石館氏は11月17日付をもって国立衛生試験所を退任し、12月1日、日薬会長に就任した。

当時、日病薬の社団法人化にとって難関となっていたのは日薬の賛意を取り付けるということであった。その難問題は、日病薬高木敬次郎会長と日薬石館会長のトップ会談により解決したのであった。日薬石館会長は「開局薬剤師、病院薬剤師、一般勤務薬剤師を問わず、いやすくも薬剤師として業務に携わるものは一体となって、日本薬剤師会に参加すべきである。病院薬剤師は、その職域において独自の問題に取り組み、社団法人として成長することは理解できる」として日病薬の社団法人化に賛同されたのである。その際、日薬と日病薬の間で取り交わされた覚書は、いわゆる「日病薬独立三原則」と称して、今も生きているのである。

■覚書（日病薬独立三原則）■

日本薬剤師会は、日本病院薬剤師会の社団法人化に賛意を表し且つ協力する。

両者の関係について、次の事項を相互に確認する。

- 一、社団法人日本病院薬剤師会の会員は、原則として、社団法人日本薬剤師会の会員となる。
- 二、社団法人日本薬剤師会は、社団法人日本病院薬剤師会の活動に全面的に協力する。
- 三、社団法人日本病院薬剤師会は、社団法人日本薬剤師会を、日本における唯一の薬剤師職能の代表団体であることを確認する。

以上

昭和四十六年四月一日

社団法人日本薬剤師会
会長 石館 守三◎
日本病院薬剤師会
会長 高木敬次郎◎



社団法人日本病院薬剤師会設立総会開催

日病薬高木敬次郎会長と日薬石館守三会長のトップ会談により、社団法人化に対する賛意を取り付けた日病薬は、同年2月6日、東京・薬業健保会館において、社団法人日本病院薬剤師会設立総会を開催した。その際の高木会長の挨拶は下記の通りであった。

■会長演述■

本日ここに社団法人日本病院薬剤師会の設立総会を挙げる運びになりましたことは誠に喜ばしいこととあります。勿論、設立総会と申しまして社団法人化を期待する決議を行うことが目的でありまして、総会の終了後出来るだけ早い時期に、書類を整えて申請することになります。思えば、昨年11月15日の全国会長会議・全体理事会合同会議において、社団法人申請のめどを本年3月にすると約束したのでありますが、漸くその実現の運びになりました。ここに至るまでの担当の理事の方々の努力は誠に涙ぐましいものがあったことをつけ加えておきます。

日病薬社団法人化の前に立ちはだかった第一の難関は、日薬の賛意を得ることでありました。しかし、これは石館日薬新会長との会談によって解決されました。石館会長は全薬剤師は日薬の旗の下に結集しなければならないという理想を強調されました。私は病院薬剤師としての義務を遂行し、且つ権利を主張出来るならば、日薬と今まで以上の密接な協力関係に入り、これに参加することにやぶさかではないと考え、両者の意見一致をみたのであります。その結果、社団法人設立に日薬の賛同が得られました。

薬剤師にとって今ほど苦難に満ち且つ重要な時期はありません。これを乗り切るには全薬剤師が一丸となって当たらないといけないことは申すまでもありません。そのためには各分野の薬剤師が自己を主張するばかりではいけない、互いに譲るべきは譲り、取るべきものは取って共通の基盤に立つて外に向かわなければいけない時期であります。

元来、日病薬は病院薬剤師の専門技能の向上と病院薬学の研究を行うために結集された学術団体であります。今後、日病薬会誌の向上に努め、各種の研修会を開催し、本来の目的に沿うように努めたいと思います。そのような各種事業を行うには会員それぞれの経済的基礎が確立されていなければなら

いのです。その達成のための努力を惜しむものではありません。

最後に社団法人申請書類を提出したからといって直ちに許可されるわけではなく、今後とも紆余曲折を経なければならぬことをつけ加えておきます。これにつきましては厚生省の指導を期待し、感謝するものであります。本日の皆様の真剣な御討議によって、立派な計画が打ち建てられましたならば、それに従って出来るだけ早い時期に申請したいと考えています。

日本病院薬剤師会会長 高木敬次郎

第19回代議員会開催

4月6日、福岡博多・ホテルステーションプラザにおいて第19回代議員会を開催。冒頭の高木敬次郎会長の演述では、「本年2月26日厚生大臣に対し社団法人日本病院薬剤師会設立の申請を行い、現在、厚生省において審議中であること、ここに至る経過は石館日薬会長の深いご理解によるものであり、日薬と日病薬の相互信頼の上に立って実現した」と挨拶があった。

続いて石館守三日薬会長より下記の通り挨拶があった。

■日薬石館会長挨拶■

今回、福岡の地におきまして、全国病院薬剤師の代表の皆さまと相会し、日薬の会長として、ご挨拶申し上げることを、たいへん光栄かつ欣快に存じます。

まず、私、日薬会長としてご挨拶申し上げるとともに、またお礼を申し上げなければならないのであります。それは日病薬の皆さんが、日薬会員の技術、職域の向上に大変ご協力くださったということ承りまして、お礼申し上げるとともに、今後もお一層、薬剤師としての職能にご協力をあらんことを、ここにあらためてお願いをする次第であります。

1970年以来、薬剤師の職能に関する問題について、新しい時代を迎えんとしておりますことは、皆さんすでにお気づきのことと存じます。

永い間の低迷を経まして医療体系について、今日ほど論議された時代はないわけでありまして。このよってきた理由をいま詮議する必要はありませんが、医薬品を管理する薬剤師



2月6日、東京・薬業健保会館において開催された社団法人日本病院薬剤師会設立総会



4月6日、第19回通常代議員会において挨拶する日薬会長石館守三氏

が、その社会的な義務を今まで果たしていなかったという事実が、医療体系のなかで大きな遅れをとってしまった。そこに、世界的に見ましても日本の薬剤師が遅れをとっていた原因があると、私は感ぜざるを得ないのであります。

そういう意味において、今後は皆さんとともに、われわれに課せられた大きな使命に対して、協力していかなければならないと就任早々考えていたわけでありました。

つきましては、私、日薬会長を引き受けた以上、この大きな命題に対して取り組みますが、いやくも薬剤師の名において、職域に活動しておる薬剤師が一致協同をしなければならぬということ、深く考えておるわけでありました。

これは、従来ともすれば、開局の職能に偏したり、あるいはそれがあるがゆえに他の職能、たとえば、勤務薬剤師、あるいは公務員薬剤師、もちろん、日病薬の皆さんも何か違和感を持っておったというような歴史があるようであります。私はその深い事情はまだ知りませんが、「薬剤師会の意見は一致してないじゃないか、それならばあと回しだ」と、言われてきたように思うのであります。

第一にわれわれがなさねばならないことは、医療担当者としての目標、国民に対する医薬品の管理を薬剤師の手でやるという、この使命を何よりも先に優先して考えなければならぬと考えた次第であります。

したがって、今回、皆さんが日病薬を社団法人化して、法人として活動したいという申し出を伺いまして、これは当然そうあってよろしい、やはり、日病薬には日病薬としての職域を持っておられる目標も違う。研修の内容も違う、そしてそれはどこまでも職域は自主的な活動をしようとする、そういう意味において、社団法人として活動することはむしろ望ましいことであるということ、これを会長にも申し伝えて、お話し合いをしておいたわけでありました。

しかしながら職域が違うといえども、やはり、第一目標は同じであるという意味において、たとえ社団法人になろうとも、対外的に薬剤師としての発言は、全部が1つになった日本薬剤師会として、対外的にわれわれが自分の意見を発表しなきゃならぬ…。これは、2つに割れたりしたら、内部が1つにまとまっていないじゃないかというような批判をこうむる。これは非常に大きなマイナスになる。こういう意味において、たとえ社団法人になりましても、皆さまが原則として日薬の会員になり、そして、日薬を通して社会に発言していく体制を敷きたいものだ…。これについて、会長及び幹部方とも話し合いをして、円満な了解に達すると私は存じております。

そういう意味において厚生省でも、それならば安心して許可しようというところまでまいったわけでありまして、これはわれわれが日薬のためとか、日病薬のためという意味ではなくして、これはほんとうの意味のすべてに優先するところの目標のために、これがお互いにまた全体のためになり、皆さんのためにもなることだと、私は深く確信しておるわけでありました。

日薬と致しましても、大同団結してすべての薬剤師を会員に網羅するとなりますと、やはり、非常に責任を感じるわけで

あります。今後は日薬も、時代に沿うように体制を徹底的に改善して薬剤師全体の職域の代表としてふさわしい体制にしたいと、それに取り組んでいる次第であります。

そういう意味において、皆さんも今後新しい時代を迎えるに当たりまして、小異を捨ててこの大きな目的、医薬品の管理、国民の健康をわれわれの手で守っていくという大義のために、ますます皆さんのご協力と、ご指導をお願いして、私のご挨拶と致したいと存じます。(拍手)

■社団法人日本病院薬剤師会設立趣意書■

我々病院診療所に勤務する薬剤師の会は、すでに昭和28年¹に組織されて以来18年にわたり、日本薬剤師会、日本薬学会と協調し、我が国の医療の向上に寄与して来た。また全国病院薬剤師部長会を柱として結集し、薬学の病院診療所における分野を担当して、病院診療所における薬物療法に関し医師に協力し、我国の医療の向上の一翼を担い、国民の保健衛生に多大の貢献をして来た。この間、我々病院診療所勤務薬剤師で組織されている日本病院薬剤師会は逐次その内容も強化され、関係諸団体との交渉も多く、最近では海外との交流も盛んに行われるようになった。また近く保険医療の抜本改正が行われるにあたり、我々の病院診療所における業務も大きな転換期を迎えようとしている。

今後とも我々は病院診療所薬剤師の職能を通じて、国民の保健衛生に寄与するとともに、病院診療所薬剤師の社会的権利を確保すべく努力しなければならないが、このためには病院診療所薬剤師の職能倫理の確立、臨床薬学の向上、薬学教育の水準の向上に努め学識の向上を図り、専門業務の質的向上を推進し、病院診療所薬局業務および臨床薬学一般の研究を企画する等我々病院診療所勤務薬剤師が積極的に行わねばならないことが山積している。このたび全国15,000有余の病院診療所勤務薬剤師の全智全能を結集し、病院診療所薬剤師と近縁の、日本薬剤師会、日本薬学会など専門職の会と相互に協力して情報を交換し合い病院診療所における専門的薬学知識を広く普及し国民の医療に万全を期すべく、ここに既存の日本病院薬剤師会の社団法人化を行うものである。

社団法人日本病院薬剤師会設立許可

2月26日、東京都に社団法人日本病院薬剤師会設立許可願いを申請後、石館守三日薬会長と高木敬次郎日病薬会長のトップ会談により、ようやく日薬側の賛同を得て、厚生省では日病薬の社団法人化への障害は取り除かれたことを確認し、同年7月5日付をもって下記の通り、厚生大臣の設立許可が下されたのである。

厚生省収薬第10496号
社団法人日本病院薬剤師会設立許可書
社団法人 日本病院薬剤師会
設立代表者 高木敬次郎

¹ 昭和28年に全国病院薬剤師協会を結成、日病薬の創立は昭和30年



昭和46年2月26日付をもって申請のあった社団法人日本病院薬剤師会の設立を民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、下記の条件を付して許可する。

昭和46年7月5日 厚生大臣 齋藤 昇
記

- 1 厚生大臣が民法第67条第1項の規定により、公益上必要と認めて支持する事項を遵守すること。
- 2 社団法人日本薬剤師会等関係諸団体と協調を密にし、国民の厚生福祉の増進に寄与すること。

社団法人日本病院薬剤師会 第1回通常代議員会・総会開催

7月5日付をもって社団法人日本病院薬剤師会の設立を許可されたことを受け、9月6日、東京大手町・農協ビル国際会議室において、社団法人日本病院薬剤師会第1回通常代議員会・総会を開催し、社団法人日本病院薬剤師会定款を承認した。その際の高木敬次郎会長の挨拶および日病薬初代会長の不破龍登代名誉会長の言葉として、薬事新報の論壇に掲載された「法人化成!! 社団法人化への道」を転載する。

■高木会長挨拶■

本日、社団法人としての日本病院薬剤師会の第1回の代議員会を開催するに至りましたことは、日病薬会員全体の喜びとするところであります。本年7月15日に認可の通知を厚生省から受け取りましてから、関連領域の多くの方々たちからお祝いの言葉をいただきましたことを、ここで感謝いたしたいと思っております。

しかし、皆様の意見はお祝いの言葉と同時に、これからしっかりやってくれということをございまして、私も全くそう思うのでありまして、現在のこの喜びを、実りあるものにするには、一にわれわれの今後の活動にかかってくるのでありまして、社団法人になったということは、日病薬が輝かしい将来に向かって、新生のスタートを切ることでありと理解していただきたいと思うのであります。

では、どういう努力をするかということですが、われわれの目標は、まず病院薬局の法制化と大体同じ意味であります。調剤技術料の獲得ということにおいてありますが、このことにつきましては、非常に困難で長い道のりとなるのが予想されます。しかし、われわれはこれに対して、絶えず、弛まず努力を続け、やがてこれを達成したいと考えております。

しかしながら、その前にわれわれは病院薬剤師の職能を確立しなければいけない。厚生大臣が日薬の会長に、薬剤師の仕事は何だというような質問を出す時代でありますから、薬剤師はこういう仕事をするのだということを、はっきり決めなければいけないわけでありまして。

薬剤師が安全で確実な調剤を行うことによって医療にどれほど貢献しているかということ、実態をもって、社会に示す

必要がある。また、それは、調剤過誤というものをなくすために行われているわれわれの努力あるいは、不良医薬品の検査、発見とその改善、そういう不良医薬品が発生しないような手段をとる。新鮮で安全な製剤の製造と供給、DIを通じて医師との協力、あるいは医師との共同研究による治療の向上といったようなことを、全部やっていない病院もあるでしょうけれども、われわれ総体としては、そういうような努力をして、現実に医療に貢献しているということでありまして、これらはすでにわれわれに定着している業務なのであります。

この従来からの実績の上にさらに薬理学とか臨床医学的知識を吸収して、いわゆる臨床薬学というものを新たに樹立しようというのが、新しい方法として現在示されておりまして、この達成に対しても、われわれは最大の努力を払う必要があります。

このように、われわれが外に対して働きかけるような努力をする時には、内部の結束を固めなければならないわけでありまして。いまは日病薬の全構成員が、相互の連絡を密にして、結束を強化すべき時であります。そのためには、日病薬雑誌の増強と、地方の病院薬剤師の代表者などで行われる諸種の会議を通して、意見や要望のくみ上げに留意する予定であります。

また、中小病院、診療所薬剤師の対策もやはり、おろそかにできないということを痛感して参りました。しかしそれには、中小病院からの要望だけでなく、その対策をどうしたらいいかという意見をわれわれに具申して下さいるように期待しております。そのほか、われわれが立てました事業計画にもとづきまして、一つ一つこれを遂行していきたいと考えている次第であります。

日病薬の社団法人化に日薬、とくに石館日薬会長のなみなみならないご好意があり、また、厚生省薬務局からもご親切なご指導をいただきました。ここに厚く感謝の意を表します。もちろん、今後は一層、関係の諸団体との友好を維持し、薬学薬業の発展に協力するとともに、われわれの目標をトラブルをおこすことなく達成すること、そういう従来の方針を一層押し進めていく次第であります。

■法人化成!! 社団法人化への道■

「薬事新報・論壇」昭和46年7月22日 第613号
日病薬念願の社団法人化ついに成る。悦ばしいかぎりである。ここに会長、諸役員はじめ、会員の諸賢に対し絶大なる感激と喜びをもって「おめでとうございました」と絶叫する次第である。

顧みれば20有余年にしてはじめて一人歩きのできる会となった。これを人間の成長と比較すれば誕生して大人となる年月と一致する。日病薬は人並みに大人となり押しも押されもせず、社会的に認められたのだと思うと育て親として感慨無量、ことばに言い尽くせないものがある。

社団法人化の必要性

日病薬設立当時は、ただ世界のホスピタルファーマシストと肩を並べて遜色ないホスピタル薬剤師として、互いにその職域において貢献し合うことを目的とする一方において民主化した新しい日本を薬業面から育成し真に満足して楽しく勤務できるような職域の確保と地位向上を目的とするという信

念と希望だけで社団法人化などは夢想だにしなかった。むしろ社団法人の本質的意味すら解らなかつたのである。ところが会として幾たびか遭遇した緊急処理事項に対し、そのたびごとに社会事情というものは、われわれが考えているような生やさしいものでないことを痛感するに及んで苦労した結果、社団法人化の必要性を無性に感じさせられたのである。

本年5月13日発行薬剤師新聞の「天眼鏡」には、

4月九州で開催された日病薬の代議員会後、地方病薬でも総会には法人化の問題が必ずでてきているが、何かスッキリしない点が多くみられる。その第一にとりあげられるのは何ゆえ法人化しなければならないのか、ということがまだ十分に理解されていないことであり、これとともに法人の意味というものが知られておらず、日薬が法人化されているからであろうとのことぐらしか考えていない。

と書かれていた。けだし酷評と思ふ諸賢も多いと思うだろうが、多数の会員のうちにはそんな人もおろう。日薬や日病薬否その他の団体では、その会が大きければ大きいほど、末端の会員はその会または団体の設立趣旨もまた運営者側の苦労も知るよしもなく、何のために会費を払っているのか無用のようにさえ感ずるのが一般的であるからである。そこで社団法人への今までの歩みと苦労とをこの機会に御伝えしておこうと思う。よく世間の人は案ずるより生むが易しというが、案ずる苦労は相当のものであることを知っていただきたい。これというのも社団法人化されてしまえば今までのことはすべて過去のものとなり忘れられがちになり、ゆがめられ将来何年かのうちには誤伝さえもされるからである。したがってこれまでに本紙または他の報道紙に断片的に記述したことが繰り返されるであろうが決して年寄りの愚痴ではない。しかし何だまたかと読まれる諸賢もあろうが、これを書くのもうこれかぎりだからである。

病院薬剤師協会の設立

終戦直後進駐軍政治が始まり、日本諸制度の改革がおこった。薬関係ではまず薬事法改正がその手始めであった。当時は、法的に定められた日本薬剤師会ことに東京都薬剤師会が、矢面に立ちその処理にあたった。そのころの日本薬剤師会は活動的でなかったからである。このとき小生は東京都薬剤師会理事に委嘱されていたので、病院側を代表する意味で参画した。当時の都薬会長から今回の薬事法は進駐軍の一方的サジェッションで時間的にいっても一週間ぐらいの期限つきであるから、十分検討する余地すらない。この法で直感したことは病院薬剤師の権限は全く骨抜き状態である。奮起すべきであるとの報に接した。何とか善処したいと意気込んで検討会に出席したが、病院薬局のことは出ずじまいである。一体どうしたことかと詰問したところ、これは医療法改正の際、審議されるからまだ日のあることだという。しかし、医療法改正について薬剤師会側の検討はその後2、3日たつて行われたが、そのときには医師の処方せん義務発行一本槍で押しきることによって衆議一決された。開局薬剤師としては無理からぬことであろうが、医薬分業は未だに、目下反対の最中のことであるから全く無謀というか不可能事である。結局病院薬剤師の件については最初のかけ声だけで何も採り上げられなかった。初期の

目的のためには下手な横槍はかえって邪魔にしかならない一点張りである。当時の病院薬剤師同志は個人的交際はあっても団体的交流はなく、わずかに統制医薬品配給委員として委員会ごとに会向したに過ぎない。そんなときに病院側からの理事として、ただ一人参画しただけに責任重大とはいふものの、そのまま黙認すれば「組みし易し」として利用されればなしとなろうし、一人異議を唱えてもこれに呼応してくれるものがなければ螻蛄の斧に終わってしまう。思案の結果ついに近所の病院薬局方諸賢に参集を願い善後策を協議してもらった。これが時代の推移とともに病院薬剤師会結成の最大原因となったのである。結局法文の解釈はむずかしく、われらの主張は当然とするものの法文化される現行の医療法となつてしまったのである。

ついで起こつたのが民主化実現の手始めである日本薬剤師会の解散、任意加入制の日本薬剤師協会の発足である。旧制と異なり今後の交渉は単独行動はとりあげられず、団体交渉が優先となったのである。大同団結の時代となった以上、われわれ薬剤師のよりどころは何といつても日本薬剤師協会よりほかに考えられない。会員一同が謳歌するような新鮮味ある薬剤師協会の設立こそ、われらの念願、期待するところ、これで病院薬剤師の言い分も受け入れられると、病院薬剤師の有志は相互の結集を痛感していた折から、これに協力すべくはりきつたのである。すなわち容易にらちがあきそうもない新日本薬剤師協会設立に先立って東京都病院薬剤師協会を設立し、会則に本会会員は「日本薬剤師協会会員であること」と謳つたのである。新制度による日薬が順調な歩みを示してくれば法人化問題もおきずにいたかも知れないが、当時の感謝も人代わり時移れば忘れられてゆく習らいで、会員数も少なく、会費も低廉というところから、病院薬剤師側はいつも利用されっぱなしで、逆に職域上の侵害、圧迫、これも一度や二度ではなくその都度病院薬剤師をいきりたてたことか、自分の利益の前には他ははどうでもよいという態度が露骨に表れたのである。これが薬剤師会と改名された以後であっても同じことで、いわば民主主義というペールを覆った封建制度的中央集権で、旧制の薬剤師会と一向変わりばえないものであった。したがって病院薬剤師達の日薬は怨嗟的となったのである。日薬はまた日薬で日病薬なんかいつできたのか、あたかも謀叛的団体か野心的団体としか解せられなくなったのである。

これより先、医薬分業が法制化されなかった時代においては、医と薬との関係は極めて微妙であった。病院薬局側から医師に対しての公式の陳情または要望書は日薬を通して行われた。しかし事柄によっては日薬からでは医師会を刺激し、かえって逆効果をきたすおそれを感じさせられたので、全国的の病院薬剤師の意見として陳情または要望として提出した方が適切と考えられた結果ついに日本病院薬剤師協会、現在の日本病院薬剤師会の設立となったのである。これも日薬理事会に議題として持ちだし衆議一決了承となったのである。

社団法人化の必要を痛感

日薬会長の交代と会務が一変されるにつけこみ日病薬は今までの非を難じ、日薬にその都度抗議したが、いつもそのはねかえりは「今までのことは水に流してくれ、今後は注意する」



と口約しながらも実行されなかったその最大の現れは今になお禍根をのこし、始終論議の対象となっている診療薬価算定における甲乙二本立ての問題である。これについては衆知のことゆえ詳細は省略するが甲表側である病院薬剤師の手数料は10日分を越えない以上は0である。病院薬剤師はこぞって反対し、厚生当局へも再三陳情したが、当局は日薬がその窓口になっているから、日薬を通してのべきで、双方よく話し合えの一点張りであった。病薬側としては止むを得ず甲表を認めるにしても調剤手数料は4日分以上が至当であるが7日分以上からで譲歩しようと力説したが薬剤師側は応じない。むしろ病院協会がわれわれに同情し、応援の末どうやら手が打たれたとの報を得たが、最後のどたん場で薬剤師側委員から背負い投げを食わされ、現在に至ったのである。その後二回目の薬事法改正、適正配置問題においても病薬側の主張はほとんど入れられず、まさに刺身のつまめであったのである。社団法人化の必要性を痛感するのも当然であろう。むしろおそ過ぎたぐらいである。

さらにこれを強めたのは第二次薬事法改正後、ほとんど直後昭和35年3月に開催された医療制度調査委員会である。この委員会は内閣が厚生省設置法(昭和24年法律第151号)に基づき制定したもので、渡辺厚生大臣のときである。医師側3人、歯科医師側2人、薬剤師側1人、学識経験者数名からなると思った。薬剤師代表委員として当時の日薬会長高野一夫氏の斡旋もあったのであろうと思うがその点確然としない。当時の薬務局長であった高田皓運氏から直接小生に話があったことは記憶している。この調査会は3年に亘り医療制度全般を審議し、答申完了したが、薬剤師側としては小生一人であったために責任も重大であった。幸いにして大過なく済んだが、まかり間違えば薬剤師諸賢からの非難はごうごうで、とうてい小生今日の存在はなかったろう。実に悲壮なものだったが、この経験によりつくづく感じさせられたのは委員の人選である。偏見でなく円満な薬事常識を有し、しかも学識ある人を選びたいことであった。こうした選考をもし日薬だけに委嘱されたとしたら、上述のような薬剤師会ではなんだか不信を感じさせられる。これを是正するには病薬が社団法人化し、1個の人格というか、会格を持ちさえすれば、日薬と互いに検討もできようというものである。病薬の社団法人化は決して野心的なものでもなく名譽心から発したものでもない。きわめて純粋な気持ちからである。前述した通り日薬は薬剤師全体の拠り所であり、大同団結には不可欠である。ただその主脳者によってゆがめられ、狭量的な偏見で支配されるのをおそれるだけである。われわれは日薬から脱離しこれと敵対することは毛頭考えてはいない。しかしながら、頑迷な主脳者により日薬が牛耳られ、自己の職域のみに固執して盲目的に他を押しつけて、なにかんづく病院薬剤師の職域までも浸食するとなれば、また何をかいわんやである。かくて病薬社団化の気運ようやく熟するにおよんだとき、当時の日薬会長は小生および当時の東大教授野上氏を呼びつけ、専務理事ほか常任理事、副会長も同席していたと思うがひびく談判というか、積極的な圧迫を加えてきたのである。時丁度運悪く社団法人化していくばかりもない日本病院協会が医療費問題につき日医と紛糾を

おこしたため、厚生省薬務局長牛丸氏は小生らに懇談的に社団法人化を思い止まるよう説得してきた。申すまでもなく社団法人の許可権は厚生省にある。局長がこういう意見をだされた以上、もはや処置なしである。ついに断念せざるを得なくなった。しかし日薬がもっとスッキリしないでは、病薬会員は承知できない。それがついに日薬定款改正にふみきり、現在の日薬すなわち開局部会と病院職種部会からなる日薬となったのである。これで一応片づいたが、これとてわれらの主張を満足させたものとはいいがたく、いずれは念願である社団法人化貫徹の日がくると、この希望は捨てなかった。かくして小生の病薬会長もここに終止符を打ったのである。

社団法人化の成功

日薬会長武田孝三郎氏就任なごころから日病薬の社団法人化問題は再燃した。今度こそは念願成就と期待していたが、いよいよその機熟せりというか、石館新会長着任そうそうこれを選択し了承されるに至ったという。まさに歓喜の至りである。新聞の報道により知ったところであるが、新会長の意見とわれわれの考えとは全く一致していたことは、ますますわが意を得たりとした。いよいよ薬剤師の大同団結を強固にし、会の発展発達に互いに努力し、品格ある日薬としてまた病薬としての育成に今後一属明るい気持ちでハリキレルというものである。これを思うとき会主脳部の人となりか会全体を支配するものと痛感するのである。名実ともにふさわしい社団法人化された日病薬の将来を期待をかけて見守ろうと思う。社団法人化した日病薬に対して何か注文をといわれる向きもあるが、今更くどくどしくいうべくもない。会長はじめ諸役員、会員各位に対し健全な発展をこいねがうのみである。それ以上いえば未練がましくもなり、しゅうとがましくもなるからである。

ただ一言最近特に感じた点について述べさせていただきます。欄筆しよう。

病院薬剤師および開局薬剤師は薬剤師国家免許証をフルに活用して実際活動する職種である。それゆえこの職種に関係する薬剤師は免許証獲得の日から一本立の薬剤師として働き得ると同時にその責任も重大である。しかし薬学の分野も医学の分野と同じ程度に広すぎる結果、現在の薬学教育ではその片鱗に触れるに過ぎない。日病薬はこれに関し種々進言し、最近では少し改良はされているが実際面の教育にはほど遠い感なしとしない。したがってこの不足を補い、真に役立たせる薬剤師にするためには新人の補習教育、研修教育が是非とも必要であることに医療分業もまさに達成実行にうつらんとするとき、なおさらである。病薬が率先してなすべき事業の一つでなかろうか。ことに社団法人として発展してゆく日病薬の会長並びに役員、会員諸賢にはとくと考えていただきたい。これは結局薬剤師の社会的地位の向上、確保ともなり、ひいては給与ベースにも関係してくるからである。要するに薬剤師の役割はこんなものだと社会人に認識させる一方法とも考えられるからである。

日本病院薬剤師会名誉会長 不破龍登代

■社団法人日本病院薬剤師会定款■

第1章 総則

- 第1条 本会は社団法人日本病院薬剤師会という。
 第2条 本会は日本全国を区域とする。
 第3条 本会は事務所を東京都文京区向丘1丁目1番3号におく。

第2章 目的および事業

- 第4条 本会は病院診療所に勤務する薬剤師の倫理的学術的水準を高め、薬学特に専門分野である臨床薬学、病院薬学及び病院薬局業務一般の進歩発達を図ることによつて国民の厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。
 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
 (1)薬学の進歩、病院診療所薬剤師の技術向上に関する事項
 (2)病院、診療所薬局業務の近代化及び合理化の普及に関する事項
 (3)公衆衛生の普及指導に関する事項
 (4)学会、講演会、研修会等の開催及びこれに対する協力に関する事項
 (5)機関誌および関係図書などの刊行に関する事項
 (6)社団法人日本薬剤師会及び関係諸団体ならびに外国病院薬剤師会との連絡に関する事項
 (7)その他目的達成に必要な事項

第3章 会員

- 第6条 本会の会員を分けて正会員及び賛助会員とする。
 第7条 正会員は病院、診療所に勤務する薬剤師を以てする。
 第8条 正会員に本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。
 2 会費及び負担金の額は代議員会において定める。
 3 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しない。
 第9条 正当の理由なくして会費の納入を6ヶ月以上怠り且つ催告に応じないものは退会したものとみなすことができる。
 第10条 賛助会員は本会の目的に賛同し、会費年額10,000円(1口)以上を納める団体または個人とする。
 第11条 本会に名誉会員を置くことができる。
 2 名誉会員は本会に特に顕著な功績のあつた者のうちから理事会の推せんと代議員会の同意を経て会長が委嘱する。
 第12条 会員に本会の名誉を毀損し又は本会の目的趣旨に反するような行為があつたときは、総会の議決を経て除名することができる。ただし、総会は

- 議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 2 前項の規定による除名は出席者の3分の2以上の賛成を得なければ行なうことはできない。
 第13条 この章に定めるもののほか、会員に関し、必要な事項は細則で定める。

第4章 役員及びその他の機関

- 第14条 本会に次の役員を置く。
 会長1名、副会長3名以内、理事20~25名(うち、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名)、監事2名
 2 本会に専務理事1名及び常任理事5~10名を置くことができる。
 第15条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2 副会長は会長を補佐し会務を掌る。
 3 専務理事は会長及び副会長を補佐し会務を掌理する。
 4 常任理事は会長、副会長及び専務理事を補佐し会務を掌る。
 5 理事は会長及び副会長を補佐し会務を分掌する。
 6 副会長は、会長に事故あるときはあらかじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。
 7 会長及び副会長に事故のあるときは専務理事が会長の職務を代理し、会長、副会長及び専務理事に事故のあるときは、あらかじめ会長の定める順位により常任理事が会長の職務を代理する。
 8 監事は本会の会務及び会計を監査する。
 9 監事は毎年その監査の結果を総会及び代議員会に報告しなければならない。
 10 理事及び監事はこれを兼任することができない。
 第16条 会長、副会長及び監事は正会員のうちから、代議員会において選出する。
 2 会長、副会長及び専務理事以外の理事は会長が正会員のうちから指名する。
 3 前項の指名は代議員会の承認を得なければならない。
 4 常任理事は会長が理事のうちから指名する。
 5 専務理事は理事会または常任理事会の承認を経て会長が正会員または正会員外の者から指名する。専務理事は第7条の規定にかかわらず在任中は正会員とする。
 第17条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。
 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
 3 役員は任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行なう。
 第18条 専務理事は理事会または常任理事会の承認を経てその在任中、報酬を受けることができる。

- 2 前項の報酬額は理事会において定める。
- 第19条 本会の事務を処理するため事務局を設け職員を置くことができる。職員の任免、給与分限および執務に関する事項は理事会または常任理事会の承認を経て会長がこれを定める。
- 第20条 本会に名誉会長及び顧問をおくことができる。
- 2 名誉会長は本会に特に顕著な功績のあつた者のうちから理事会の推せんとして代議員会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会または常任理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。

第5章 会議

- 第21条 会議を分けて総会、代議員会、理事会、常任理事会、地方連絡協議会、及び専門委員会とする。

第1節 総会

- 第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。
- 3 会長が必要であると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 4 会員の5分の1以上若しくは監事の連名又は代議員会の決議により会議に附議すべき事項を示して臨時総会を招集すべき旨の請求があつたときは、会長はすみやかにこれを招集しなければならない。
- 5 会長が正当な理由なく、前項の請求があつた後2ヶ月以内に総会招集の手続きを行なわないときは、請求者は、総会を招集することができる。
- 第23条 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を経なければならない。

- (1)定款の変更 (2)事業計画
(3)事業報告 (4)決算
(5)解散 (6)その他本会の運営に関する重要な事項

- 第24条 総会は会員現在数の3分の1以上が出席しなければならない。開会することができない。

- 第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者または表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

- 第26条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所 (2)会員の現在数
(3)会議に出席した会員の数及び理事（会長、副会長、専務理事、常任理事を含む）の氏名（書面表決者および表決委任者を含む）
(4)議決の事項
(5)議事の経過および要領ならびに発言者の発言要旨

(6)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 第27条 総会の議長は、会長とする。
- 2 総会の議決及び承認は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長が決する。但し定款変更もしくは解散の決議をするには総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第28条 総会の招集は、少なくとも、開会の15日前までに、開会の日時及び場所を本会機関誌に掲載して行なう。ただし書状の送付をもつて行なうことができる。

第2節 代議員会

- 第29条 本会に代議員会を置く。
- 2 代議員会は代議員をもつて組織する。
- 第30条 代議員は本会の正会員たる都道府県病院薬剤師会（以下「地方病院薬剤師会」という）の正会員のうちから選ぶ。その数は正会員50名ごとに1名、50名に満たない端数を増すごとに1名を加える。
- 2 代議員は地方病院薬剤師会の総会により選出する。
- 第31条 代議員はやむを得ざる事故のため代議員会に出席することができないときは、予備代議員をしてその職務を代行させることができる。
- 2 予備代議員の数及び選出方法は代議員の例による。
- 第32条 代議員会は毎年1回会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは前項のほか臨時代議員会を招集することができる。
- 3 代議員の3分の2以上から会議の目的とその理由を付して臨時代議員会の招集の要求があつた場合は、会長は30日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
- 第33条 代議員会の議長、副議長は出席代議員が各1名を互選する。
- 2 代議員会議長及び代議員会副議長がやむを得ざる事故のため代議員会に出席することができないときは、予備の代議員会議長及び予備の代議員会副議長をしてその職務を代行させることができる。
- 3 予備の代議員会議長、予備の代議員会副議長の人数及び選出方法は第1項による。
- 第34条 代議員会議長、副議長及び代議員の任期及び欠員については第17条の規定を準用する。
- 第35条 役員は代議員会に出席して意見をのべることができる。但し表決に加わることはできない。
- 第36条 次の事項は代議員会の議決又は承認を要する。
- (1)定款改正案並びに定款細則の制定及び改正
(2)役員選挙
(3)歳入歳出の予算、決算並びに財産目録及び貸借対照表

- (4)各種積立金の収支決算
 (5)会費及び負担金額の決定
 (6)寄附された金品の収受
 (7)借入金及び仮払金、仮受金(その年度内に償還決済するものを除く。)に関する事項
 (8)事業計画及び事業報告
 (9)名誉会長、名誉会員の推せん及び顧問の委嘱
 (10)その他重要な事項
- 第37条 代議員会は代議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第38条 第26条の規定は代議員会の場合にこれを準用する。
- 第39条 代議員会の議決及び承認は出席者の多数決による。
 2 可否同数のときは議長がきめる。
 3 但し第36条第1項の定款改正の議決は出席代議員の3分の2以上の同意を要する。
- 第3節 理事会
- 第40条 理事会は理事半数以上が出席しなければ開くことができない。
 2 理事会は、会務を処理する機関であつて、会長は随時必要な場合にこれを招集し、その議長となる。
 3 理事の過半数又は監事から、理事会の招集の要求があつたときは、会長はできるだけ早く招集しなければならない。
 4 理事会の必要な細則は別に定める。
- 第41条 次の事項は理事会の議決で決める。
 (1)代議員会の招集及びこれに附随する事項
 (2)代議員から委任された事項
 (3)代議員会を開く暇のない場合における緊急な事項
 (4)その他重要な会務
- 2 前項第3号の議決事項は、次期の代議員会において承認を受けなければならない。
- 第42条 理事会の議決は出席者の多数決による。可否同数のときは、議長が決める。
- 第43条 監事は理事会に出席して質問し、または意見を述べることができる。但し表決に加わることはできない。
- 第4節 常任理事会
- 第44条 常任理事会は会長、副会長、専務理事および常任理事をもつて組織する。
 2 常任理事会は常務を処理し会長は随時必要な場合に招集して、その議長となる。
 3 常任理事会の必要な細則は別に定める。
- 第5節 地方連絡協議会(会長会)
- 第45条 本会に地方連絡協議会を置く。
 2 地方連絡協議会は、地方病院薬剤師会会長をもつて組織し、本会の重要事項及び事業運営につき連絡協議する。
 3 地方連絡協議会は必要と認めるとき、会長が招集する。
- 4 本会の会長が臨時に必要ありと認めた場合は地区会長会を招集することができる。地区の区分は別に定める。
- 第6節 専門委員会
- 第46条 本会に専門委員会を置くことができる。
 2 専門委員会は専門委員をもつて組織する。
 3 専門委員会の種類、構成及び任務その他必要な事項は、細則で決める。
- 第47条 この章に定めるもののほか、代議員会、理事会、常任理事会及び地方連絡協議会(会長会)に関し必要な細則は、それぞれの会議の議決を経て決める。
- 第6章 会計及び財産
- 第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第49条 本会の資産は次に掲げるものによって構成する。
 (1)会費
 (2)賛助会費
 (3)寄附金
 (4)前年度よりの繰越金
 (5)その他の収入
- 第50条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌会計年度に繰り越すものとする。
- 第51条 使途を決めて寄附された金品は、その用途に用い、それ以外のものは代議員会に諮って使途を決める。
- 第52条 数年を期して行なう事業の継続費として総額を決めたものは毎年度の支出額を事業完成年度まで逐次繰越し使用することが出来る。
- 第53条 財産の管理及び会計に関する規則は本章に定めるもののほか代議員会の議決を経て別に決める。
- 第7章 定款の変更及び解散
- 第54条 この定款は総会において会員の3分の2以上の同意を得、厚生大臣の認可を得なければ変更することができない。
- 第55条 本会は第23条の総会の決議によるほか民法第68条第1項第2号から第4号までの規定により解散する。
- 附則
- 1 この定款は認可の日から実施する。
 2 従来日本病院薬剤師会に属する金品、財産利権その他一切を本会が継承する。
 3 本会設立当初の事業年度は第48条の規定にかかわらず、45年度は設立の日から昭和46年7月31日までとし、46年度は46年8月1日より、または設立の日から47年3月31日までとする。
 4 第16条及び第17条第1項の規定にかかわらず、設立当初の役員は設立総会において選出した者としその任期は昭和47年3月31日までとする。



■社団法人日本病院薬剤師会役員(敬称略)■

会長 高木敬次郎 東京大学医学部附属病院
 副会長 山田 益城 東京医科大学病院
 上野 高正 虎の門病院
 永瀬 一郎 千葉大学医学部附属病院
 常任理事 浅田 洸 大阪厚生年金病院
 伊藤 誠二 東京厚生年金病院
 櫻井 喜一 横浜市立大学医学部附属病院
 田中 精二 東京通信病院
 古川 正 東京警察病院
 正井 英一 国立大阪病院
 町島 啓 東京大学医学部附属病院
 理事(都道府県順)
 福島 裕行 札幌医科大学病院

金久保好男 東北大学医学部附属病院
 茂木 武男 神奈川県立長浜療養所
 岩崎 由雄 東京大学医学部附属病院分院
 大場 正三 国立小児病院
 國田 初男 日本経済新聞社診療所
 中野久壽雄 国立東京第一病院
 平瀬 整爾 三楽病院
 水野 謹爾 日本赤十字社中央病院
 三澤 隆行 信州大学医学部附属病院
 高取吉太郎 名古屋大学医学部附属病院
 片山 義顕 広島通信病院
 堀岡 正義 九州大学医学部附属病院
 監事 齋藤 太郎 関東通信病院
 川邑年四郎 大阪市立大学病院

安定期

1969年になると、米国ではProducts orientedの薬学教育に対して批判的になり、Patient orientedの薬学教育を目指したClinical pharmacyが誕生した。我が国でもChemical compounds orientedの教育から脱皮すべく、医療薬学の薬学教育基準が打ち出された²。

その傾向はいち早く病院薬剤師の間に広がり、昭和47年度の全国薬剤部長会議の議題として「薬歴作成の必要性とその方法の検討」が取り上げられ、患者一人一人についての投与薬剤、薬効判定、副作用等を記録することが検討された。先進的な大学病院薬剤部などでは、クリニカルファーマシーの実践に向けてサテライトファーマシーなどの試行を開始した。米国のクリニカルファーマシーの実践モデルの1つとされるロングビーチメモリアル病院等に学んだ薬剤師が帰国し、次第に臨床薬剤師活動が広がり始めた。また、一方ではコンピュータシステムを導入する病院も出始め、手始めに医薬品の在庫管理等に利用されるようになった。

このような時代を背景とし、社団法人化という永年の悲願を果たした日病薬は、第三代会長として上野高正氏(国家公務員等共済組合連合会虎の門病院)を選出し、さらにもう1つの宿願である病院薬局の法制化を目指して進むことになる。病院薬局の法制化は医療制度抜本改正の一環として日病薬が主張し、実現を目指して活動してきた課題である。その趣旨そして具体的なあり方について昭和47年に日病薬誌に掲載された「病院診療所調剤所の法制化の方式」を掲載する。

しかし、この病院薬局法制化については、数年間はかなり運動していた様子が窺えるが、立ち消えとなったのか結末に関しては何も記録がない。この時期は総じて、会としての活発な動きは記録上からはあまり窺えず、少なくとも表面上は定例的な日常会務が平穩に過ぎていたようである。

■病院診療所調剤所の法制化の方式■

I 法制化の基本的考え方

薬剤師のおこなう調剤は、いずこでおこなっても、本質的に同じである。したがって、薬剤師が調剤をおこなう場所に関する法律上の規定は、一元化すべきである。

説明：①将来の医療を考えると、調剤については、薬剤師の

職能をできるだけ活用して、医療に係る各種職能との効率的総合発揮の成果を医療に反映させ、医療の質の向上と経済性を考慮すべきであるが、②調剤の法的取扱を、病院診療所については医療法の調剤所、薬局については薬事法という二元的な取り扱いにしておかなければならぬ必然性はみあたらない。一つの職能による一つの行為については、

² 堀岡正義：「病院薬局学」第11版，南山堂，1993，p. 282.